

鳥取縣公報

縣令

昭和十六年八月八日
第一千二百五十七號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5列

◇鳥取縣令第三十七號

蠶絲業統制法施行令第三條第四項ノ規定ニ依リ鳥取縣繭檢定手數料規則左ノ通定ム

昭和十六年八月八日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

鳥取縣繭檢定手數料規則

第一條 蠶絲業統制法施行令第三條第四項ノ規定ニ依ル手數料ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ徵收ス
前項ノ手數料ハ繭檢定請求ノ際之ヲ納付スベシ

一 繭檢定手數料

- (イ) 製絲用ノ繭檢定
 - 第一區ノ荷口ニ付 一 圓
 - 第二區ノ荷口ニ付 一圓五十錢
 - 第三區ノ荷口ニ付 二 圓
 - 第四區ノ荷口ニ付 二圓五十錢
- (ロ) 短纖維其ノ他ノ用ノ繭檢定
 - 繭檢定規則第十七條第一項ノ規定ニ依ル繭檢定 一荷口ニ付 一 圓
 - 繭檢定規則第十四條第一項ノ規定ニ依ル繭檢定 (イ) 荷口ニ付 五十錢
 - (ロ) 號ノ金 (イ) 荷口ニ付 一 圓
 - 額ノ外各區ノ荷口ニ付 一通ニ付 十 錢

二 繭檢定證騰本手數料

第二條 繭檢定ニ着手シタル後ニ於テハ事由ノ如何ニ拘ラズ手數料ハ之ヲ還付セズ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◇鳥取縣令第三十八號

蠶絲業統制法施行規則第八條、第九條及第三十四條ノ規定ニ依リ玉絲製造業者及座繰生絲製造業者ノ玉絲及座繰生絲ノ製造數量制限ニ關スル件左ノ通定ム

昭和十六年八月八日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

- 第一條 玉絲製造業者又ハ座繰生絲製造業者ノ組織スル生絲共同施設組合ハ其ノ組合員ニ對シ知事ノ指示ニ從ヒ玉絲又ハ座繰生絲ノ製造數量ノ割當ヲ行フベシ
- 生絲共同施設組合前項ノ規定ニ依リ割當ヲ爲シタルトキハ様式第一號ニ依ル割當報告書ヲ知事ニ提出スベシ
- 第二條 生絲共同施設組合ノ組合員ニ非ザル玉絲製造業者又ハ座繰生絲製造業者(以下員外業者ト稱ス)ハ知事ヨリ玉絲又ハ座繰生絲ノ製造數量ノ割當ヲ受クベシ
- 第三條 玉絲製造業者又ハ座繰生絲製造業者ハ第一條又ハ前條ノ様式第一號
- 座繰生絲(玉絲)製造數量割當報告書
- 昭和 生絲年度ニ於ケル座繰生絲(玉絲)製造數量左記ノ如ク本組合ノ組合員ニ對シ割當仕候ニ付此段及報告候也
- 年 月 日
- 事務所
- 規定ニ依リ割當ヲ受ケタル數量ヲ超エ玉絲又ハ座繰生絲ノ製造(委託ヲ受ケ製造スル場合ヲ含マズ)ヲ爲スコトヲ得ズ
- 第四條 員外業者第二條ノ割當ヲ受ケントスルトキハ様式第二號ニ依ル割當申請書ヲ毎年六月二十日迄ニ知事ニ提出スベシ
- 第五條 員外業者ハ毎年六月二十日迄ニ様式第三號ニ依ル前生絲年度ノ事業報告書ヲ知事ニ提出スベシ
- 附 則
- 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 第四條ノ申請書提出期限ハ昭和十六年ニ限リ八月十五日迄トス

00999

01000

鳥取縣知事

記 殿

組合ノ名稱

組合員名	設 備 釜 數		生 絲 割 當 數 量	原 料 繭 割 當 數 量		備 考
	自 己 出 釜	實 釜		實 釜	備	
備考 一 原料繭割當數量ハ上繭、選除繭及玉繭トヲ區別シテ記載スルコト						
様式 第二號						
座繰生絲(玉絲)製造數量割當申請書						
昭和 年度ニ於テ座繰生絲(玉絲)ノ製造數量割當相受度最近ノ實績相添(此段及申請候也						
年 月 日						

鳥取縣知事

記 殿

住所又ハ事務所
氏名又ハ名稱

昭和 年度	座繰生絲(玉絲)最近三箇年製造實績		設 備 釜 數
	自 己 出 釜	實 釜	

01001

昭和	年度	貫
昭和	年度	貫
合	計	貫
一箇	年 平均	貫

様式 第三號

座繰生絲(玉絲)製造事業報告書

自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日ノ期間ニ於テ座繰生絲(玉絲)製造數量及原料繭消費數量左記ノ通ニ有之候條此段及報告候也

年 月 日

住所又ハ事務所

氏名又ハ名稱

鳥取縣知事

記

殿

印

計	座繰生絲(玉絲)製造數量	貫	原料繭消費數量	貫(乾繭重量)	設備	自	已	出	金	作業	日數	備	考

備考 一 原料繭消費數量ハ上繭、選除繭及玉繭トヲ區別シテ記載スルコト

01002

告示

鳥取縣告示第六百四十八號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非サル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年八月八日

鳥取縣知事

八

田

三

郎

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名稱

鳥取縣農機具商業組合

鳥取縣小農具工業組合

鳥取縣信用購買販賣利用組合聯合會

鳥取縣一圓

(ロ) 地區

二 構成員タル資格

(イ) 地區内ニ於テ農機具ノ卸又ハ小賣ヲ業トスル者

(ロ) 地區内ニ於テ農機具ノ製造及販賣ヲ業トスル者

(ハ) 地區内産業組合

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

01003

(イ) 額		品名		格付		仕上		寸法		單位		工場渡最高販賣價格		小賣業者最高販賣價格	
		金	銀	大	長サ九寸又巾五寸柄ノ長サ四尺ヨリ四尺五寸	一個	一、八五						二、一八		
		同		中	長サ八寸七分又巾四寸七分柄ノ長サ四尺ヨリ四尺五寸	同	一、八〇						二、二二		
		同		小	長サ八寸四分又巾四寸四分柄ノ長サ四尺ヨリ四尺五寸	同	一、七五						二、〇七		
(一) 工場渡價格ニハ荷造費ヲ含ムモノトス															
(二) 小賣業者最高販賣價格ハ賣主店先渡價格ニシテ荷造費ヲ含マザルモノトス															
(ロ) 實施ノ日 昭和十六年八月八日															
四 認可ニ附シタル條件															
(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ															
(ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ															

◆鳥取縣告示第六百四十九號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左記ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年八月八日

鳥取縣知事

入田三郎

一 組合ノ名稱及地區

01004

(イ) 名稱 鳥取縣線材製品小物販賣店組合
 (ロ) 地區 鳥取縣一圓
 二 構成員タル資格
 地區内ニ於テ線材製品小物ノ販賣ヲ營ム者
 三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額		品名		規格		單位		卸賣業者最高販賣價格		單位		小賣業者最高販賣價格		備考	
		釐	丹	釘	八番三吋	一貫	一、九三		百匁		二、二五				
		同			十番二吋半	同	一、九九		同		二、二六				
		同			十一番二吋	同	二、〇九		同		二、二七				
		同			十二番一時六分	同	二、一五		同		二、二八				
		同			十三番一時半	同	二、二一		同		二、二九				
		同			十四番一時二分	同	二、二七		同		三、〇〇				
		同			十四番一時一分	同	二、三二		同		三、〇〇				
		同			十四番一吋	同	二、三六		同		三、〇〇				
		同			六番三吋	同	二、四一		同		三、三一				
		同			八番三吋	同	二、〇六		同		二、二七				
		同			十番二吋半	同	二、一一		同		二、二七				
		同			十一番二吋	同	二、一七		同		二、二八				

鳥取縣穀物商業組合聯合會

二 構成員タル資格

(イ) 名 稱 鳥取縣一圓

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

品名	卸賣業者最高販賣價格 單位 價 格	小賣業者最高販賣價格 單位 價 格
雜 穀	圓	圓
蠶 豆	四斗 一三、六〇〇	一升 三、三八〇

- 一 卸賣業者價格ハ卸賣業者倉庫渡又ハ店先渡ノ價格トシ俵、叭又ハ麻袋等ノ包裝代ヲ含ムモノトス
- 二 小賣業者價格ハ小賣業者ガ枿賣スル場合ノ賣主店先渡價格トス
- 三 大口需要者ニ販賣スル場合ノ價格ハ卸賣業者價格ニ依ルモノトス

- (ロ) 實施ノ日 昭和十六年八月八日
- 四 認可ニ附シタル條件

(イ) 物價調整上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(ロ) 認可ヲ受ケタル額及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

◇鳥取縣告示第六百五十一號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ構成員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年八月八日

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名 稱 鳥取縣信用購買販賣利用組合聯合會

(ロ) 地 區 鳥取縣肥料商業組合

(ハ) 地 區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

(イ) 地區内產業組合

(ロ) 地區内ニ於テ肥料ノ販賣ヲ業トスル者

三 價格等統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

品名	規 格	單 位	生産者最高販賣價格 圓	販賣業者最高販賣價格 圓
鳥取縣産 鶏糞	水分含量 一〇%以下	上目 十貫	四、〇〇	四、三〇

(一) 生産者販賣價格ハ生産者店先渡價格トシ販賣業者販賣價格ハ賣主最寄驛渡價格トス

品目	品 位	證 紙	規 格	單 位	最高卸賣價格	最高小賣價格
----	-----	-----	-----	-----	--------	--------

京都府産 鶏糞	一 等 品	一	土砂其ノ他ノ鹽酸不溶解物三五%未滿ニシテ水分二〇%未滿ノモノ	皆掛 十貫	四、二六	四、四六
---------	-------	---	--------------------------------	-------	------	------

兵庫縣産 鶏糞	一 等 品	青 線	土砂其ノ他ノ鹽酸不溶解物三五%未滿ニシテ水分二〇%未滿ノモノ	同	三、九六	四、一六
---------	-------	-----	--------------------------------	---	------	------

同	格 外 品	赤 線	土砂其ノ他ノ鹽酸不溶解物三五%以上ノモノ又ハ水分二〇%以上ノモノ及變質甚ダシキモノ	同	一、七三	一、八八
---	-------	-----	---	---	------	------

鳥取縣知事 八 田 三 郎

01009

- (一) 本表價格ハ縣内省線及直通運帶社線各着驛ホーム渡價格トス
- (二) 前項ト受渡場所ヲ異ニスル場合及小口轉送ヲ爲シタル場合ハ運賃其ノ他ノ實費ヲ加算スルコトヲ得但シ倉庫保管料及入出庫料八十貫ニ付十錢ヲ超エザルモノトス
- (ロ) 實施ノ日 昭和十六年八月八日
- 四 認可ニ附シタル條件
 - 一 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
 - 二 認可價格及實施ノ日ヲ構成員ノ營業所ニ揭示スベシ

◆鳥取縣告示第六百五十二號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ構成員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年八月八日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名 稱 鳥取縣自給肥料用具製造販賣組合

(ロ) 地 區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ自給肥料用具ノ製造及販賣業ヲ營ム者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

01010

品 名	規 格	單 位	本 販 賣 業 者 販 賣 價 格
堆肥製造框	特大型	一舍	一二八、〇〇圓
	大大型	同	九九、〇〇圓
	大大型	同	八二、〇〇圓
	大中型	同	七〇、〇〇圓
	大小型	同	五三、〇〇圓
	小大型	同	六六、〇〇圓
	小中型	同	五六、〇〇圓
	小小型	同	四三、〇〇圓

本表價格ハ販賣業者店先渡價格ニシテ荷造費、包裝費ヲ含ムモノトス

昭和十六年八月八日

- 四 認可ニ附シタル條件
 - (イ) 物價調整上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
 - (ロ) 認可ヲ受ケタル額及實施ノ日ヲ組員ノ營業所ニ揭示スベシ

◆鳥取縣告示第六百五十三號

管下岩美郡 畜産組合鳥取定期家畜市場並浦富定期家畜市場廢止ノ件昭和十六年七月三十一日付認可セリ

昭和十六年八月八日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

◆鳥取縣告示第六百五十四號

漁業用無線普及補助金交付規程左ノ通定ム

昭和十六年八月八日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

漁業用無線普及補助金交付規程

- 第一條 知事ハ漁業用無線通信施設ノ普及促進ヲ圖ル爲本規程ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス
- 第二條 補助金ハ左ニ掲グル費用ニ對シ之ヲ交付ス但シ別ニ國又ハ縣ヨリ獎勵金、補助金、又ハ助成金ノ交付ヲ受クベキ場合ハ此ノ限ニ在ラズ
 - 一 漁業用無線電信電話設備、漁業用無線電信設備若ハ漁業用無線電話設備ノ設置ニ要スル費用
 - 二 漁業用無線通信士ノ養成ニ要スル費用
- 第三條 前條第一號ノ費用ニ對スル補助金ノ交付ヲ受クルコトヲ得ベキ者ハ内地ニ船籍ヲ有スル漁船ヲ所有シ且本縣内ニ住所ヲ有スルモノニ限ル
- 前條第二號ノ費用ニ對スル補助金ノ交付ヲ受クルコトヲ得ベキ者ハ縣水産會、郡市水産會、縣漁業組合聯合會、漁業協同組合其ノ他知事ニ於テ適當ト認ムル團體ニ限ル
- 第四條 補助金ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ交付ス
 - 一 第二條第一號ノ費用ニ對スルモノニ在リテハ無線機械購入費、取附費、雜費ニ對シ其ノ費用ノ二分ノ一以内

- 二 第二條第二號ノ費用ニ對スルモノニ在リテハ講師謝禮及旅費、講習用機械器具借入費、事務費(通信費、會場費、雜費)ニ要スル費用ノ範圍内
- 第五條 補助金ヲ受クベキ漁業用無線通信設備ハ左ノ條件ニ該當スルモノナルコトヲ要ス
 - 一 農林省ノ適當ト認ムル規格ニ適合スルモノ
 - 二 船舶安全法ニ依リ無線電信ノ施設ヲ強制セラレザル漁船ニ施設スルモノ
- 第六條 第二條第一號ノ費用ニ對スル補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ左ニ掲グル書類ヲ添付シ毎年三月三十一日迄ニ之ヲ知事ニ提出スベシ
 - 一 事業目論見書
 - 二 豫定經費明細書
 - 三 製作所ニ於テ作製シタル仕様書及圖面
- 第二條第二號ノ費用ニ對スル補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ左ニ掲グル書類ヲ添付シ毎年三月三十一日迄ニ之ヲ知事ニ提出スベシ
 - 一 事業計畫書

01012

01011

二 收支豫算書

- 補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ガ團體ナル場合ニ於テハ前二項ノ規程ニ依リ添付スベキ書類ノ外左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
 - 一 定款、會則、又ハ規約
 - 二 代表者ノ氏名ヲ記載シタル書面
- 前各項ノ書類ノ外知事ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ
- 第七條 第二條第一號又ハ第二號ノ費用ニ對スル補助金交付ノ許可ヲ受ケタル者前條第一項又ハ第二項ノ書類ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘントスルトキハ知事ノ認可ヲ受クベシ
- 第八條 補助金交付ノ許可ヲ受ケタル者、補助金交付ノ許可ヲ受ケタル設備又ハ其ノ設備ヲ有スル漁船ヲ讓渡セントスルトキハ知事ノ認可ヲ受クベシ
 - 前項ノ認可アリタルトキハ讓受人ヲ以テ補助金交付ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス
- 第九條 第二條第一號ノ費用ニ對スル補助金交付ノ許可ヲ受ケタル者ハ補助金ノ交付ヲ受クベキ設備ニ付知事ノ指定シタル検査員ノ検査ヲ受クベシ
- 第十條 補助金交付ノ許可ヲ受ケタル者補助金ノ交付ヲ請求セン

- トスルトキハ工事又ハ事業完了後請求書ニ精算書ヲ添付シ之ヲ知事ニ提出スベシ
- 前項ノ書類ノ外第二條第二號ノ場合ニ在リテハ事業成績書ヲ添付スベシ
- 第十一條 補助金ノ交付ヲ受ケテ設置シタル設備又ハ其ノ設備ヲ有スル漁船ハ補助金ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三年間知事ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ讓渡シ其ノ用途ヲ變更シ又ハ其ノ使用ヲ廢止スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
 - 前項ノ規定ニ依リ讓渡ノ認可アリタルトキハ讓受人ヲ以テ補助金ノ交付ヲ受ケタル者ト看做ス
- 第十二條 知事必要アリト認ムルトキハ補助金ノ交付ヲ受ケタル者又ハ其ノ承繼人ニ對シ其ノ事業ニ關スル報告ヲ爲サシメ又ハ書類、帳簿若ハ業務執行ノ狀況ヲ検査スルコトアルベシ
- 第十三條 本規程ニ依リ知事ニ提出スベキ書類ハ區域ガ市町村ノ區域ヲ超ユル團體ヨリ提出スルモノヲ除クノ外市町村長ヲ經由スベシ
- 第十四條 補助金交付ノ許可ヲ受ケタル者又ハ補助金ノ交付ヲ受ケタル者若ハ其ノ承繼人左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ知事ハ補助金交付ノ許可ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル補助

01013

番、號	漁船名備		漁業用無線通信設備種類	經費	補助金	道府縣補助金	船主負擔額	備考
	所氏名	住名						

注意

- 一 計畫每ニ別紙附表添附ノコト
- 二 計畫書ト附表ト對照ニ便ナラシムル爲番號ヲ附スルコト

金ノ全部又ハ一部ノ選付ヲ命ズルコトアルベシ
 一 本規程又ハ本規程ニ依ル處分ニ違反シタルトキ
 二 補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
 三 事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ
 昭和 年度漁業用無線普及補助事業計畫書

附 則
 本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 第六條第一項、又ハ第二項中三月三十一日迄トアルハ昭和十六年度ニ限リ八月二十五日トス

01014

項	目	金額	備考
	無線機器購入費		
	取 附 費		
	雜 費		
	合計		
八 仕様書及圖面 九 其ノ他參考トナルベキ事項 様式 第二號			
昭和 年度漁業用無線通信士養成補助事業計畫書			
一 事業計畫書記載番號 二 船主住所氏名 三 漁業用無線電信電話、無線電信又ハ無線電話ノ別及空中線電力 四 設備漁船名、木船鋼船ノ別、總噸數、船ノ長さ、幅、深さ、主機關ノ種類及馬力數、進水年月日、船籍港 五 無線通信設備製作及工事者ノ住所氏名又ハ名稱、豫定着工及竣工年月日 六 當該漁船ノ業務ノ概要 七 豫定經費明細書			

番 號	主催團體 名及住所	場 所	養成 所	免狀種 別養成 人員	講習開 始及 終了 日	經 費	國庫 補助 金	道府縣 補助 金	主催者 負擔額	備 考

注 意

- 一 計畫每ニ別紙附表添附ノコト
- 二 計畫書ト附表ト對照ニ便ナラシムル爲番號ヲ附スルコト
- 三 事業計畫書 附表
- 一 事業計畫書記載番號
- 二 主催團體名及住所
- 三 收支豫算書

科 目	金 額	附 記
道府縣補助金		
國庫補助金		
收入		

主 催 者 負 擔 額	講 習 料	雜 收 入	合 計	(口) 支 出	科 目	金 額	附 記
	一人ニ付何圓				講 師 謝 禮		
					講 師 旅 費		
					講習用機械器具借入費		
					事 務 費		
					通 信 費		
					會 場 費		

01017

雜費	合計	四 其ノ他參考トナルベキ事項	
		樣式 第三號	
		昭和 年度漁業用無線普及補助事業精算書	

番號	設備	漁船名	船主任 所氏名	漁業用無線		船主 負擔額	經費	國庫 補助金	道府縣 補助金	船主 負擔額	經費	國庫 補助金	道府縣 補助金	船主 負擔額	備考
				種類	設置										

注意

一 金額ハ錢未滿ハ切捨ノコト

樣式 第四號

昭和 年度漁業用無線通信士養成補助事業精算書

(イ) 收入

01018

國庫補助金	道府縣補助金	主催者負擔額	講習料	雜收入	合計	(ロ) 支出	金額	附記
								一人ニ付何圓

講師謝禮	講師旅費	講習用機械器具借入費	事務費	通信費	會場費	雜費	合計	金額	附記

注意 一 金額ハ錢未滿ハ切捨ノコト

01019

鳥取縣告示第六百五十五號

價格統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル蔬菜及果實ノ最高販賣價格左ノ通指定シ昭和十六年八月十日ヨリ之ヲ施行ス昭和十六年六月鳥取縣告示第九十四號ハ之ヲ廢止ス

昭和十六年八月八日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

品名	期 間	卸賣業者 最高販賣價格 (單位一貫)	小賣業者 最高販賣價格 (單位百匁)	備 考
蔬菜、果實				
りんご	八月ヨリ 翌年三月迄	二、五〇	三、〇〇	
デリシヤス、ゴールデンデリシヤス、スターキング、リチャドデリシヤス、インド				
同 其ノ他	四月ヨリ 七月迄	一、〇〇	一、二〇	
うんしゆうみかん	十一月ヨリ 翌年二月迄	一、三〇	一、五〇	
なつみかん	五月ヨリ 八月迄	一、六八	一、〇〇	
パレンシヤオレンヂ、ジョツパオレンヂ、ブラツトオレンヂ、グレイプフルト、ニユースンマオレンヂ、福原オレンヂ	十一月ヨリ 翌年三月迄	一、七五	一、二九	
ネーブルオレンヂ	十一月ヨリ 翌年三月迄	一、七五	一、二九	

01020

ポ ン カ ン	二、九〇	三、五〇
タ ン カ ン	二、五〇	三、〇〇
はつさくかん	一、三三	一、一六
いよかん、さんぼうかん、船床みかん、ぶんたん類	一、三三	一、一六
きんかん	一、〇八	一、一三
だいだい	一、八三	一、一〇
レ モ ン	四、〇〇	五、〇〇
ゆ ず	一、二〇	一、一五
其ノ他ノ柑橘類	一、五七	一、〇七
かき 富有、次郎、御所、平核無及横野	一、五二	一、一八
同 西條	一、〇四	一、一三
同 其ノ他	一、八〇	一、一〇
なし 二十世紀、菊水、八雲、西洋梨及支那梨	一、五一	一、一八
同 (其ノ他)	一、〇八	一、一三
も も	一、五六	一、二〇
ネクタリン	二、〇〇	二、二五
ぶどう (露地モノ)	一、四七	一、一八
同 (同) 甲洲、ロザキセンテニアル	一、八四	一、二三

十月ヨリ 翌年七月迄

同 (温室モノ)	九月ヨリ十一月迄	一〇七、二〇〇	一、三九〇
さくらんぼ	九月ヨリ十一月迄	二、七〇〇	一、三五〇
すもも	九月ヨリ十一月迄	二、三四〇	一、三〇〇
あんず	九月ヨリ十一月迄	一、五一〇	一、一八〇
うめ	九月ヨリ十一月迄	一、八〇〇	一、一〇〇
いちじく	九月ヨリ十一月迄	一、八五〇	一、一〇〇
くり (皮剥及茹ヲ含ム)	九月ヨリ十一月迄	一、二八〇	一、一六〇
バナナ (追熟セルモノ)	九月ヨリ十一月迄	一、三五〇	一、一六〇
バナツプル	九月ヨリ十一月迄	一、四〇〇	一、一七〇
イチゴ	五月ヨリ八月迄	一、四〇〇	一、一五〇
すいくわ	七月ヨリ九月迄	六、二四〇	一、三五〇
まくわうり (スキートメロンヲ含ム)	七月ヨリ九月迄	五、四〇〇	一、三〇〇
メロン	七月ヨリ九月迄	四、二〇〇	一、一五〇
きうり	七月ヨリ九月迄	八、四〇〇	一、〇八〇
きうり	七月ヨリ九月迄	二、八〇〇	一、〇五〇
きうり	七月ヨリ九月迄	五、〇〇〇	一、〇五〇

但シ西洋すももハ
百匁當リ二錢上トス

しろり	八月ヨリ十月迄	一、四〇〇	一、〇七〇
かぼちや	七月ヨリ九月迄	一、〇五〇	一、〇七〇
とうがん	七月ヨリ九月迄	四、〇〇〇	一、〇五〇
なす	七月ヨリ九月迄	一、四〇〇	一、〇五〇
トマト	七月ヨリ九月迄	一、二〇〇	一、〇五〇
かぶ	七月ヨリ九月迄	一、二〇〇	一、〇五〇
だいこん	七月ヨリ九月迄	一、二〇〇	一、〇五〇
にんじん	七月ヨリ九月迄	一、二〇〇	一、〇五〇
ごぼう	七月ヨリ九月迄	一、二〇〇	一、〇五〇
じゃがいも	七月ヨリ九月迄	一、二〇〇	一、〇五〇
さといも (洗ヲ含ム)	七月ヨリ九月迄	一、二〇〇	一、〇五〇
やつがしら	七月ヨリ九月迄	一、二〇〇	一、〇五〇
えびいも	七月ヨリ九月迄	一、二〇〇	一、〇五〇

葉附ハ上記ノ
七掛價格トス

葉附

六月ヨリ八月迄ハ
葉柄三寸附其ノ他
ノ月ハ葉柄ナシ

やまいも	一年生ながいも (洗ヲ含ム)	一、二〇	、一五
同	其ノ他 (洗ヲ含ム)	二、〇五	、二五
ずいき	(いも付ヲ含ム)	、二三	、〇三
ねぎ		、四二	、〇五
あさつき		、五六	、〇七
わけぎ		、五六	、〇七
にら		、五六	、〇七
たまねぎ		、五八	、〇七
はたまねぎ		、三二	、〇四
らつきよう		、二二	、〇三
はならつきよう		、五八	、〇七
きやべつ	(芽きやべつヲ除ク)	、九一	、〇七
結球はくさい		、三二	、〇〇
芽きやべつ		、四〇	、〇五
きような、こまつな、かきちしや其ノ他ノ菜類		、三二	、〇四
つまみな		、四〇	、〇五

しゆんぎく		、四八	、〇六
ほうれんそう		、二七	、〇〇
みつば	(軟化及糸ミツバ其ノ他)	、四八	、〇二
たまちしや		、九六	、〇二
れんこん		、八三	、〇一
くわい		、二四	、一五
せり		、五六	、〇七
うど		、九〇	、二五
ふき		、九一	、三三
いんげん		、〇四	、〇一
そらまめ	(莢附)	、六四	、〇一
同	(剥皮)	、二〇	、〇五
えだまめ		、二〇	、〇七
えんどう	(皮剥ヲ含ム)	、八〇	、〇五

01025

はなやさい	一月ヨリ	六月迄	一、二〇
セルリ	一月ヨリ	六月迄	一、四四
パセリ	一月ヨリ	六月迄	一、八〇
アスパラガス	一月ヨリ	六月迄	一、六〇
豆もやし	一月ヨリ	六月迄	一、五〇
ねしよが	一月ヨリ	六月迄	一、〇四
ゆりね	一月ヨリ	六月迄	二、二五
わさび	一月ヨリ	六月迄	一、二〇
たけのこ (皮剥ヲ含ム)	四月ヨリ	七月迄	一、九七
	五月ヨリ	七月迄	一、六四
	八月ヨリ	翌年三月迄	二、〇〇
わらび	十月ヨリ	十二月迄	一、八〇
まつたけ	十月ヨリ	十二月迄	一、五七〇
	其ノ他	ノ月迄	一〇、八三
生しいたけ	三月ヨリ	五月迄	四、一六
	其ノ他	ノ月迄	六、六六
			一、五〇
			八〇〇

イ フルーツパラー、食堂、喫茶店其ノ他自己ノ營業場ニ於テ果實ヲ食用ニ供スルコトヲ業トスル者ガ料理加工セザル果實 (切斷、皮剥セルモノ及食塩等ヲ添加セルモノヲ含ム)ヲ營業場ニ於テ食用ニ供スル場合ノ最高販賣價格ハ小賣業者最高販賣價格ニ三割以上加算スルコトヲ得ザルモノトス

ロ 本表價格ハ取引慣習ニ依ル荷造包裝費ヲ含ムモノトス 但シ小賣業者ニ於テ箱籠等ノ容器ニ詰メ販賣スル場合ハ昭和十六年九月一日以降、内容、蔬菜及果實ノ額ノ一割ノ範圍内ニ於テ包裝費ノ實費ヲ加算シ得ルモノトス

ハ 種子用ノモノ、最高販賣價格ハ別段ノ額ヲ指定セル場合ヲ除キ小賣業者販賣價格ヲ適用ス

ニ 生産者ガ卸賣業者、小賣業者及業務上ノ實需者ニ販賣スル場合ノ價格ハ卸賣業者最高販賣價格ノ範圍内トス

ホ 小賣業者ガ業務上ノ實需者ニ販賣スル場合ニ在リテハ小賣業者最高販賣價格ニ依リ得ルモノトス

ハ 本表價格ハ引渡地ニ於ケル最高販賣價格トス

01026

鳥取縣告示第六百五十六號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ構成員ニ非ザル者ニ付テモ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年八月八日 鳥取縣知事 八 田 三 郎

(一) 組合ノ名稱及地區

(イ) 名 稱 鳥取縣獸肉販賣聯合組合

(ロ) 地 區 鳥取縣一圓

(二) 構成員タル資格

地區内ニ於テ獸肉ノ販賣ヲ業ト爲ス者

(三) 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

品 名	單位	產地最寄驛渡最高販賣價格	備 考
牛 骨 (生ノモノ)	一貫	五〇	
豚 骨 (同)	同	三〇	

本表價格ハ荷造費ヲ含ムモノトス

(ロ) 實施ノ日 昭和十六年八月八日

(四) 認可ニ付シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
 (ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ構成員ノ營業所ニ揭示スベシ

彙

報

01027

噴霧機の取扱について

異状天候と病害蟲
噴霧機の使命重大

(農務課)

今年のやうに農作物の軟弱な發育を見た年に於ては、あらゆる病害蟲に對する措置が極めて重要であつて、格別水稻の稻熱病については既に各地に發生を見つゝある實情であり、これが急速防除に努めることは全農家の寸時もゆるがせにならない急要務である。稻熱病に對する措置については既に本欄にも記し、實際農家に對する指導についても各機關を通じて度々行つてゐるところであるが、この稻熱病や其の他蔬菜・果樹等の各種の病害蟲防除については、噴霧機の使用といふことが絶対必要なことである。こゝに噴霧機取扱上の注意について、直接大切と思はれる點を記して各位の參考に資することとする。

● 撒布に適する噴霧機には牛田式水田用省力半自動噴霧機、

積桿式高壓噴霧機・半自動噴霧機(稍小型)、二重瓶式水田用積桿半自動噴霧機、半自動噴霧機(稍小型)等があるが、從來の半自動噴霧機でも水田用噴霧口及び灌注管を用ひれば相當能率がよい。尚、前記の噴霧機にはいづれも附屬品として八尺灌注管一本五頭千鳥形噴口一本、及びゴムホース三十尺がついてゐる。

噴霧機使用にあつては、水田の中に噴霧機を持込んで撒布することは操作が困難であつて能率も舉らないから、薬液容器や機体を畦畔に置いて、ホースを長くして撒布するのが最も便利であつて、ホースの長さは最短田地の幅以上を必要とする。

噴霧機を使ふときはその使用前に各部を點檢して、不良の箇所があれば修理するか又は新品と取替へて、運動部に注油して動作を輕快にして置かねばならぬ。又薬液を使用する前に水で試験して置くことが大切である。この水による試験にあつて注意すべきことは次の通りである。

- 1 薬液の吸込みが悪いとき、又は液が器体の上部の方に漏出すときは二重瓶式ではピストンの先端の腕狀革の硬化又は磨滅のためであり、牛田式では器体の上部のプランヂャー

01028

の接觸する部分のバッキング(丸い穴のあいた皮革)の磨滅のためであるから、新品と取替へる必要がある。其の際皮には必ず注油せねばならぬ。

- 2 ハンドルを引き上げて次に押下げやうとする利那に、急に下方に吸ひつけられるやうに下るのは濾過機が塞つてゐるか、又は吸入瓣が粘着してゐるためであるから、分解して揮發油或は石油で洗ふがよい。
- 3 ピストンを上下する際に噴霧機に強弱の出来るのは、氣密が不完全でいづれかに空氣が漏れるためであるから、よく調べて密閉せねばならぬ。
- 4 噴霧が粗い場合は噴口が磨滅してゐるためであるから、孔板を新品と取替へる必要がある。

次に噴霧機を使用するにあつて、薬液に残渣があると噴霧口を塞いで作業に支障を來すから、薬液は必ず布袋で濾過して置かねばならぬのである。又もし水田に入つて撒布中に噴霧口が塞がつた場合には、必ず畦畔に持出して分解掃除することが大切な心得である。面倒がつて田の中で分解すると部分品を紛失する虞があるからである。尙豫備品や分解用具(スパナ及びベンチ等)は必ず現場に持参するがよい。

撒布の際には分業的に、噴霧機を押す者、撒布をする者、ホー

スを持つ者、薬劑を調製する者、運搬する者等々分擔して作業するを可とする。撒布はなるべく後退しながら行ふがよい。この際噴霧機の噴口と稻の葉との距離は二尺位を適當とするのであつて、あまり接近せしめるとかへつて附着が不良となる。

尙撒布の際は田面には稍々深く水を湛えて置く方が作業に便利である。

作業を終つたならば、噴霧機を清水を通してよく洗ひ、水分を出して要所には注油して置くことを忘れてはならぬ。又ホースは兩端を下にして吊り下げ、水氣を乾した後日陰に格納するのである。

集團勤務指導者講習會

(學務課)

現下の時局に際し、青少年學徒を動員して食糧の増産・資料資源の開発等種々なる部門に亘つて集團勤務作業に従事せしめ、いづれも相當の成果を收めつゝあるのであるが、最近益々集團勤務作業の重要性の叫ばれつゝある折柄、これらについて所期の目的を達成する爲にはこれが指導者をして集團勤務作業の趣旨を徹底

01029

せしめて、その運用を適切ならしめることが大切である。依つて本縣では文部省と共同主催の下に、集團勤務作業指導者講習會を開催して、中等學校職員に對し集團勤務作業の趣旨、作業指導法等を體得せしめることとなつた。時期は九月中旬、會場は縣立大山訓練所、講習員は縣下中等學校長並に教頭六十名の豫定である。

大日本青少年團歌 作曲懸賞募集

(社會教育課)

大日本青少年團本部では、曩に『大日本青少年團歌』を募集し、多數の應募作品中から嚴選の結果之が入選決定を見たので、同歌詞に配する作曲を次の規定に依つて一般から募集することゝなつた。

曲は入選歌詞の精神を最もよく具現し、儀式、集會、行進等の場合を通じて廣く唱和し、青少年に愛唱されるに相應しく、團歌としての氣品と力強さを持つものでなくてはならない。

作曲募集規定

- 一、旋律のみでよい。併し旋律譜の下に三歌詞とも記入すること
 - 一、伴奏譜及び合唱編曲の有無は隨意である。
 - 一、入選は一篇で賞金一千圓(事變公債)
 - 一、審査員は信時潔、堀内敬三、橋本國彦、太田太郎、其の他各關係官廳、大日本青少年團本部
 - 一、締切は八月十五日まで
 - 一、入選發表は九月一日
 - 一、版權は大日本青少年團本部に歸屬し、應募樂譜は返還せず、入選作品の歌曲は訂正の上發表せられることがある
 - 一、様式は半紙判以上の五線紙を用ゐる、(略譜は採用せず)原譜の裏に住所氏名を明記して封筒に「團歌作曲」と朱書すること
 - 一、宛先は東京市四谷區明治神宮外苑大日本青少年團本部企畫課
- 作曲懸賞係へ送付すること

昭和十六年八月八日印刷
昭和十六年八月八日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣高郡大正村大字古海
鳥取縣鳥取市支所